

焦点の補正予算は承認

●選挙でも大きな争点となった談合和解金を財政調整基金に積み立てる平成23年度補正予算は臨時議会で「専決処分」を承認しました。



●討論では飯野良治議員が説得力のある賛成討論を、共産党の永井義一議員が反対討論を行いました。賛

成11人、反対6人、もちろん私は賛成しました。反対は浅野栄子、藤井孝幸、久保谷実、吉田憲市、佐藤幸明、共産党の永井義一の各議員でした。

●この談合和解金は、平成6年の霞グリーンセンター建設工事で、公正取引委員会が談合行為を認定し、平成21年10月6日の最高裁判所決定により確定したことを受けて、川崎重工業株式会社が町に解決金4億9,000万円を支払うことで和解したものです。

●当時の議会多数派は「我々からすれば当てにしない金が入る。この4億9,000万のうち4億3,600万を使えば、阿見町町内の被災住宅の補修には十分対応できる」(議事録)と、この談合和解金を震災被害にあった家屋や塀の補修に補助すべきだと主張しました。今回反対した議員も同様の主張でした。

●しかし、この主張には大きな誤解があります。すでに返済は終了していますが霞グリーンセンターは起債という借金をして整備されたものです。借金が談合によって膨らんだということです。支払われる和解金は本来、町の借金返済に充てるべきものです。会計上の見かけによって天から降ってきたようなお金に見えるだけなのです。

●震災によって傷んだインフラを復旧し、特に子供たちの命を守るために学校施設の耐震強化を急がなければなりません。そうしたことにこそ和解金を使うべきだというのが私の主張でした。震災被害者への支援は新しい基金をつくるなどの工夫が必要です。



無料法律相談

●地域や家庭での日常生活上の問題や法律にかかわる関わる問題などに遭遇して解決できずに悩ん

関わる問題などに遭遇して解決できずに悩んでいる方の相談に応じます。夫婦・親子、結婚・離婚、相続・遺言、土地・家屋の売買や賃借、金銭貸借(クレジット・サラ金)、中小企業の経営問題、労務などについて弁護士法人フェニックスの弁護士が相談に応じます。相談には予約が必要です。●町でも弁護士による無料法律相談を行っていますので消費生活センター(888-1871)へご相談下さい。

毎週水曜日は議会にいます

●町民の皆様、道路の整備に関することや福祉に関する事など、行政全般にかかわることでのご意見やご要望などがありましたら、ご連絡下さい。携帯電話ならいつでもつながります。また、お手紙でもメールでも結構です。よろしければご自宅に伺います。●また原則的に毎週水曜日は、議会ないしは役場内におりますので、お気軽にお声をかけてください。

車座集会の開催のお願い

●町民の皆さんのご意見やご要望をお聞きする機会として、気軽に話し合える「車座集会」を開催していただけますか。



●お近くの方やお友達に声をかけていただくほかは何の準備もありません。お申し込みには予約が必要です。

- ▼時間：1～2時間以内でお願いします
- ▼人数：3～10名くらいが理想です
- ▼参加：近所の人、お友達、ご親戚など
- ▼場所：自宅、会社、ファミレスなど